

管理有料高速道路名 関門トンネル

1 路線名並びに維持及び修繕を行う区間

イ 路線名 一般国道2号線

ロ 維持及び修繕を行う区間 下関市椋野から
北九州市門司区東門司まで

ハ 道路の概要

- (1) 延長 3.9キロメートル(うちトンネル部分3.5キロメートル)
- (2) 車道巾員及び車線数 7.5メートル 2車線
- (3) 歩行者、自転車道の巾員 3.85メートル
- (4) 設計速度 70キロメートル/時
- (5) 建設費 5,198百万円

2 維持及び修繕に関する工事の方法

(1) 維持及び修繕に関する工事を要する施設

①管理施設

(旧)

施設名	数量	備考
イ 換気施設	1式	送排風機24台、ダンパー56台 換気塔4ヶ所、集塵・消音設備4ヶ所 人道換気2ヶ所
ロ 防災施設		
火災感知器	140個	25m間隔
手動通報器	70個	下り50m間隔
消火栓	70個	下り50m間隔
水噴霧設備	1式	スプレーヘッド5m間隔 694組
その他	1式	消火器140本、消火ポンプ2ヶ所 貯水槽4ヶ所、屋外給水栓2ヶ所
ハ 電気設備		
受配電設備	2ヶ所	2,000KVA 2台、2,500KVA 2台
自家発電設備	1組	2,000KVA 1台
照明設備	1,242灯	ナトリウム灯 88灯、蛍光灯 1,154灯
遠方監視制御設備	1式	被制御所数4ヶ所
情報仮設備	1式	坑口各1面、一般道取付部3面
ニ 通信施設		
移動無線設備	1式	
I TV設備	1式	44台
非常電話	24台	180m間隔×20台 坑口×2台、避難坑入口×2台

施設名	数量	備考
ラジオ再放送設備	1式	スピーカー7台
拡声放送設備	1式	
自動交換機	1式	
ホ 計量計測設備		交通量計測設備1組、車高計2組 車重計2台、軸重計4台
V I 計	4組	
C O 計	4組	
風向風速計	4台	
その他	1式	
ヘ 排水施設	17台	3ポンプ室各3台、他4ヶ所各2台
ト エレベーター施設	7台	人道用4台、保守用3台
チ クレーン施設	10台	椋野立坑6台、門司立坑2台、 古城立坑1台、ファン点検所1台

(新)

施設名	数量	備考
イ 換気施設	1式	送排風機24台、ダンパー56台 換気塔4ヶ所、集塵・消音設備4ヶ所 人道換気2ヶ所
ロ 防災施設		25m間隔 下り50m間隔 下り50m間隔 スプレーヘッド5m間隔 694組 消火器140本、消火ポンプ2ヶ所 貯水槽4ヶ所、屋外給水栓2ヶ所
火災感知器	140個	
手動通報器	70個	
消火栓	70個	
水噴霧設備	1式	
その他	1式	
ハ 電気設備		門司側受電(505kw)、下関側受電(500kw) 2,000KVA1台 ナトリウム灯88灯、蛍光灯1,154灯 被制御所数7ヶ所
受配電設備	2ヶ所	
自家発電設備	1組	
照明設備	1,242灯	
遠方監視制御設備	1式	
情報板設備	1式	坑口各1面、一般道取付部3面 トンネル内8面
ニ 通信施設		44台
移動無線設備	1式	
I T V設備	1式	

施設名	数量	備考
非常電話	24台	180m間隔×20台 坑口×2台、避難坑入口×2台
ラジオ再放送設備	1式	
拡声放送設備	1式	スピーカー7台
自動交換機	1式	
ホ 計量計測設備		
V I 計	8組	
C O 計	8組	
風向風速計	8台	
その他	1式	交通量計測設備1組、車高計2組 車重計2台、軸重計4台
へ 排水施設	17台	3ポンプ室各3台、他4ヶ所各2台
ト エレベーター施設	7台	人道用4台、保守用3台
チ クレーン施設	10台	椋野立坑6台、門司立坑2台、 古城立坑1台、ファン点検所1台

(2) 維持及び修繕に関する工事の方法

②管理施設

イ 換気施設

送排風機等の維持及び定期整備等を行う。また、送排風機及び集塵機の更新を行う。

ロ 防災施設

火災感知器、消火栓等の維持及び定期点検の実施による保守整備を行う。また、火災感知器、消火栓、水噴霧設備等の更新を行う。

ハ 電気設備

受配電設備、自家発電設備等の維持及び定期点検の実施による保守整備を行う。また、受配電設備、照明設備、遠方監視制御設備及び情報板設備の更新を行う。

ニ 通信施設

I T V設備、非常電話設備、移動無線電話設備等の維持及び定期点検実施による保守整備を行う。また、移動無線電話設備、ラジオ再放送設備、I T V設備の更新を行う。

ホ 計量計測施設

交通量計測設備、V I 計、C O 計等の維持及び定期点検実施による保守整備を行う。また、交通量計測設備、車高計、V I 計、C O 計の更新を行う。

へ 排水施設

排水ポンプ等の維持及び定期点検の実施による保守整備を行う。また、排水ポンプ、弁類、ポンプ制御盤等の更新を行う。

ト エレベーター施設

エレベーターの維持及び定期点検実施による保守整備を行う。また、エレベーター等の更新

を行う。

チ クレーン施設

換気機器整備用クレーンの維持及び定期点検実施による保守整備を行う。また、クレーンの更新を行う。

3 収支予算の明細

収支予算の明細のうち、平成17年10月1日以降の維持及び修繕に関する工事に要する費用（以下、「維持修繕費」という。）並びに管理及び料金の徴収に伴う事務取扱費等（以下、「管理費用」という。）の年度別見積額は下表のとおりである。

その内訳及び算出基礎は別添資料（1）及び（2）のとおりである。

（単位：千円）

年数	年 度	維持修繕費	管理費用	合 計
	平成17年度※1	343,089	184,465	527,553
1	平成18年度	664,879	367,725	1,032,603
2	平成19年度	556,348	408,137	964,485
3	平成20年度	2,503,468	541,065	3,044,533
4	平成21年度	700,256	384,022	1,084,277
5	平成22年度	3,105,039	501,265	3,606,304
6	平成23年度	458,391	314,930	773,321
7	平成24年度	489,131	295,430	784,561
8	平成25年度	463,213	267,379	730,592
9	平成26年度	1,862,511	502,341	2,364,851
10	平成27年度	3,927,006	570,056	4,497,062
11	平成28年度	2,183,119	444,254	2,627,373
12	平成29年度	2,396,122	478,553	2,874,674
13	平成30年度	278,020	332,642	610,662
14	平成31年度	424,446	388,142	812,588
15	平成32年度	617,626	389,535	1,007,161
16	平成33年度	1,095,126	427,060	1,522,186
17	平成34年度	953,026	420,349	1,373,375
18	平成35年度	689,626	391,865	1,081,491
19	平成36年度	542,126	359,127	901,253
20	平成37年度※2	335,818	177,257	513,074

※1 平成17年10月1日から平成28年3月31日までは実績額

※2 平成29年4月1日から平成37年9月30日までは見積額

4 料金の額及びその徴収期間

(1) 料金の額

1回の通行に係る料金の額は、次表の額（単位：円）に、消費税法（昭和63年法律第108号）に定める消費税（以下「消費税」という。）の税率とその率に地方税法（昭和25年法律第226号）に定める地方消費税（以下「地方消費税」という。）の税率を乗じた率との合算値に1を加算した値（以下「消費税率」という。）を乗じた額を加算し、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った額とする。

車種区分	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車	軽車両等
料 金	97.088	142.858	194.175	238.096	380.953	20.000

(注) 上表の車種を構成する自動車等の種類は、別表のとおりとする。

(2) 割引制度

① 回数券割引

イ 割引をする自動車

回数券により本道路を通行する全自動車。

ロ 割引率

割引率は20パーセント以下とする。

② 障害者割引

イ 割引をする自動車

社会福祉法（昭和26年法律第45号）第14条に基づく福祉に関する事務所（市町村及び特別区が設置したものに限る。）又は当該事務所を設置していない町村において、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により交付されている身体障害者手帳又は療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」別紙）の定めるところにより交付を受けている療育手帳（以下「手帳」という。）に、以下の（イ）又は（ロ）の要件を満たすものとして、西日本高速道路株式会社が別に定めるところにより事前に自動車登録番号又は車両番号等必要事項の記載の手続きがなされた自動車。

(イ) 手帳の交付を受けている者が、手帳を携行して自ら運転する自動車のうち日常生活の用に供され、本人又はその親族等が所有する自動車（営業用の自動車を除く。）で、西日本高速道路株式会社が別に定めるもの。

(ロ) 手帳の交付を受けている者のうち、重度の障害を持つ者として身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める障害の等級又は「療育手帳制度の実施について（昭和48年9月27日発児第725号厚生省児童家庭局長通知）」の第三に定める障害の程度に基づき西日本高速道路株式会社が別に定める者（以下「重度障害者」という。）が手帳を携行して乗車し、その移動のために本人以外の者が運転する自動車のうち日常生活の用に供され、当該重度障害者又はその親族等が所有する（これらの者がこれらの自動車を所有していない場合にあつては、当該重度障害者を継続して日常的に介護している者が所有する）自動車（営業用の自動車を除く。）で、西日本高速道路株式会社が別に定めるもの。

ロ 割引率

割引率は50パーセント以下とする。

(3) 有料道路の料金に係る社会実験に関する割引

本道路において社会実験として、以下のとおり料金割引が実施できるものとする。

イ 割引する自動車

本道路の料金に係る社会実験に参加する全自動車とする。

ロ 割引率

個々の社会実験毎に実験内容に合わせて割引率又は料金の額を適宜設置する。

ハ 実施する期間

実施する期間を限定する。

ニ 事前の届出

個々の社会実験毎に上記イからニまでの詳細について、事前に届け出るものとする。

(4) 料金の徴収期間

平成17年10月1日から平成37年9月30日までとする。

別表

車種区分	自動車の種類	定義
軽自動車等	イ 軽自動車	道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「法」という。）第3条の軽自動車
	ロ 小型特殊自動車	法第3条の小型特殊自動車
	ハ 小型二輪自動車	法第3条の小型自動車のうち、二輪自動車（側車付き二輪自動車を含む。）であるもの
普通車	ニ 小型自動車	法第3条の小型自動車で、人の運送の用に供するものにあつては、乗車定員が10人以下のもの（ハに該当するものを除く。）
	ホ 普通乗用自動車	法第3条の普通自動車のうち、人の運送の用に供する乗車定員が10人以下のもの
	ヘ けん引自動車が軽自動車等である連結車両	けん引するための構造及び装置を有する自動車（以下「けん引自動車」という。）のうち、イないしハに該当するものとけん引されるための構造及び装置を有する自動車（以下「被けん引自動車」という。）との連結車両で、被けん引自動車の車軸数が1のもの
中型車	ト 普通貨物自動車（車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満で3車軸以下）	法第3条の普通自動車のうち、貨物の運送の用に供するもの（以下「普通貨物自動車」という。）で、車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満で車軸数が3以下のものまたは被けん引自動車を連結していないセミトレーラ用トラクタ（2車軸）
	チ 乗合型自動車（乗車定員11人以上29人以下で車両総重量8トン未満）	法第3条の普通自動車のうち、人の運送の用に供する乗車定員11人以上のもの（以下「乗合型自動車」という。）で、乗車定員が29人以下であり、かつ車両総重量8トン未満のもの
	リ けん引自動車が軽自動車等または普通車である連結車両	イないしハに該当するけん引自動車と、被けん引自動車（2車軸以上）との連結車両及びニまたはホに該当するけん引自動車と被けん引自動車（1車軸）との連結車両
大型車	ヌ 普通貨物自動車（車両総重量8トン以上または最大積載量5トン以上で3車軸以下、及び車両総重量が車両制限令第3条第1項第2号イに定める値以下かつ4車軸）	普通貨物自動車のうち、車両総重量8トン以上または最大積載量5トン以上で車軸数が3以下のもの（トに該当するものを除く。）、車両の総重量、長さ等が車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項に定める限度以下で、車軸数が4のもの及び被けん引自動車を連結していないセミトレーラ用トラクタ（3車軸）
	ル 乗合型自動車（路線を定めて定期若しくは臨時に運行するもの等）	乗合型自動車のうち、乗車定員が30人以上または車両総重量8トン以上で、道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条に規定する許可を受けて同法第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が当該許可に係る路線を定期に運行するもの若しくは同法第3条第1号ロに掲げる一般貸切旅客自動車運送事業を営業者が同法第21条第2号に規定する許可を受けて当該許可に係る路線を運行するものまたは車両総重量8トン以上のもので、乗車定員が29人以下であり、かつ車両の長さ9メートル未満のもの
	ヲ けん引自動車普通車、中型車または大型車（2車軸）である連結車両	ニまたはホに該当するけん引自動車と被けん引自動車（2車軸以上）との連結車両、トまたはチに該当するけん引自動車と被けん引自動車（1車軸）との連結車両及びヌまたはルに該当するけん引自動車（2車軸）と被けん引自動車（1車軸）との連結車両
特大車	ワ 普通貨物自動車（4車軸以上）	普通貨物自動車で、車軸数が4以上のもの（ヌに該当するものを除く。）
	カ 連結車両	けん引自動車と被けん引自動車との連結車両（ヘ、リ及びワに該当するものを除く。）
	ヨ 大型特殊自動車	法第3条の大型特殊自動車
	タ 乗合型自動車（その他）	乗合型自動車で、乗車定員が30人以上または車両総重量8トン以上のもの（ルに該当するものを除く。）
軽車両等	レ 原動機付自転車	法第2条第3項に規定する原動機付自転車
	ソ 軽車両	法第2条第4項に規定する軽車両
	ツ 自転車	道路交通法（昭和35年法律第150号）第2条第1項第11号の2に掲げる自転車